



平成 30 年 2 月 8 日
ダイバーシティ推進室

ダイバーシティ推進室 教育研究支援員制度利用（平成 30 年度）募集要項

「教育研究支援員制度」は、妊娠・出産・子育て・介護等のライフイベントを理由として一定期間研究活動の継続が困難、あるいは研究時間が十分に確保できない研究者に対し、教育研究支援員を配置する制度です。この制度により、研究活動の継続と研究の機会を保障し、本学における研究活動の一層の活性化を目指し、また、教育研究支援員は、研究の実際を体験し、自らのキャリアや研究に生かすことが可能となります。

「教育研究支援員制度」の利用を希望される方は、下記要項に従って手続きを行ってください。

なお、本制度は、文部科学省科学技術人材育成費補助事業「ダイバーシティ研究環境実現イニシアティブ（特色型）」の助成により実施します。

記

1.利用資格

本学の研究者（専任教員又は特任教員、教育研究助手）であって、以下に掲げるいずれかの項目を満たしている方

- (1) 妊娠中の女性研究者、または妊娠中の配偶者（研究職に限る）を有する男性研究者
- (2) 女性研究者、または配偶者（研究職に限る）を有する男性研究者で、小学 6 年生までの子どもを養育中の方
- (3) 女性研究者、または配偶者（研究職に限る）を有する男性研究者で、区市町村から要介護の認定を受けている親族（同居、別居は問わない）を介護している方
- (4) その他、上記に準ずる理由により研究活動を行う時間が確保できない方

2.教育研究支援員について

(1) 業務内容

- ・研究者の調査・実験の補助、データの入力・分析、報告書等資料の作成、その他研究業務についての補助。
- ・教育研究支援員は研究者の指示に従って業務を行います。

(2) 雇用・委嘱期間

- ・平成 30 年 4 月 1 日以降の希望日 ～ 平成 31 年 3 月 31 日まで

(3) 雇用・委嘱条件

- ・身 分：本学教育研究助手 又は 本学 RA
- ・給 与：上記身分に応じ各規則等に定めたもの

・勤務時間：週 15 時間未満

※既に以下の身分で在籍している場合は、教育研究支援員との勤務時間の合計が
教育研究助手：週 30 時間未満 RA：週 20 時間未満 となること

(4) 教育研究支援員対象者

- ・大学院博士前期課程修了者、大学院博士後期課程修了者
- ・大学院生又は学部学生
- ・大学・研究機関等において、相当期間、研究活動に従事しているまたはしていた者
- ・上記と同等の能力を持ち、相当期間研究活動を行っている実績があるとみなされる者

※既に教育研究助手や RA 等で在籍している者を採用する場合は、勤務時間について調整が必要となりますので、別途、各部局庶務担当係を通じてご相談下さい。

3.申請期間

・募集人数：5 名程度

・申請締切：平成 30 年 2 月 28 日（水）

※募集人数を超える申請があった場合は、利用申請書の記載内容に基づいて、選定を行います。

4.申請方法

以下の書類を所属部局の庶務担当係を通じてダイバーシティ推進室宛てに提出して下さい

- ・教育研究支援員制度利用申請書（様式 1）
- ・教育研究支援員候補者の履歴書（様式任意）
- ・各種証明書・・・ 住民票の写し
母子手帳の写し （1. 利用条件（1）に該当する場合）
介護保険被保険者証の写し （1. 利用条件（3）に該当する場合）

加えて、申請者が男性の場合は、配偶者が大学等で雇用されていることを証明する書類（所属機関の在職証明書等）が必要です。

※平成 29 年度から引き続き利用する場合は、住民票・母子手帳の写しが省略可能です。

申請が受理され次第、決定通知を交付します。その後、所属部局の庶務担当係を通じ、通常と同様の採用手続きを行って下さい。

5.利用実績報告書

利用期間（雇用・委嘱期間）終了後 2 週間以内に、教育研究支援員制度利用実績報告書(様式 2) を、所属部局の庶務担当係を通じてダイバーシティ推進室宛てに提出して下さい

6.問い合わせ先

ダイバーシティ推進室又は総務課人事係

MAIL：diversity@ml.geidai.ac.jp

TEL：050-5525-2016（内線：2130）

以上